

シンガポール個人データ保護委員会との 協力覚書の締結について

令和 8 年 7 月 15 日
個人情報保護委員会

1. 背景

グローバルな個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、当委員会は、海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところ。

2. MOCの概要

この度、当委員会は、シンガポール個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission: PDPC）との間で、執行協力に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation: MOC）を締結することになった。このMOCは、我が国及びシンガポールの両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイドンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、我が国とASEAN加盟国との間で相互に活用できるモデル契約条項（Model Contractual Clauses: MCC）の開発に向けた検討の実施や、我が国やASEAN加盟国で活動する企業に対するグローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules: CBPR）システムの普及促進などの、既存の両機関間の協力における取組を一層強化することを目的としている。MOCの本文は、別添のとおり。

3. MOC締結の意義

MOCの締結は、締結する相手方組織の意向を踏まえつつ、我が国との経済的結び付きや、執行事例の情報共有を行うことによって得られるメリット等も勘案して検討を行っているところ。

シンガポールPDPCとは、昨年9月、MOC締結に向けた協議を進めることで合意し、その後同年11月には、本年7月にシンガポールで開催される「シンガポールデータフェスティバル2026」の機会にMOCを締結することを目指す方針で一致し、これまで協議を重ねてきた。

シンガポールPDPCは個人データを利用した先進的な取組に対する支援を実施しており、日系企業が当該支援の下シンガポールにおいて実証実験を行うなど、我が国は個人データを利用した経済活動においてシンガポールと強い結び付きが存在することから、個人データ保護に係る執行協力関係を強化することには意義がある。

当委員会がシンガポールPDPCとMOCを締結することにより、個人データの漏えい等事案の調査に係る情報を提供する際に必要となる条件や手続が明確となり、個別の執行事案についての情報交換が円滑に行われるなど、必要な時に必要な協力を確実に得るための実効性のある関係を構築することができ、我が国及びシンガポールの両機関の協力関係の一層の強化につながることが期待される。

4. 署名の段取り

本年7月にシンガポールで開催される「シンガポールデータフェスティバル2026」の機会を捉えて実施予定。

（1）署名予定日 令和8年7月20日

（2）署名者

・日本（PPC）：手塚委員長

・シンガポール（PDPC）：Denise Wong 委員

以上